

■ 港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン【参考 4 総合評価における評価の進め方】

下記のとおり、誤記の訂正を行いました。現在掲載されている資料は、訂正を反映した正しいものとなっています。

ページ	正	誤	訂正日																																																																																																																		
6	表-3 総合評価結果の総括表（事例①） <table><tr><th rowspan="2">部材</th><th rowspan="2">維持管理 レベル</th><th colspan="4">点検診断</th><th rowspan="2">①工学的知見・判断 に基づく評価</th><th rowspan="2">②現場的・行政的判断 に基づく評価</th><th rowspan="2">③施設の維持管理 に関する方針</th><th rowspan="2">総合評価の概要</th></tr><tr><th>点検診断の項目</th><th>点検診断結果の概要</th><th>点検診断の 項目ごとの 性能低下度</th><th>施設全体の 性能低下度</th></tr><tr><td rowspan="2">エプロン</td><td rowspan="2">Ⅲ</td><td>沈下、陥没</td><td>○ブロックのエプロンに 5 c m 程度の沈下がある。</td><td>B</td><td rowspan="8">A</td><td rowspan="8">(緊急的措置の必要性) ・立入禁止措置 (補修の必要性) ・不要</td><td rowspan="8">(将来計画の評価) － (維持工事等の計画) ・当初レベルまでの性能回復 ・次年度の補修を計画 (利用面、財政面、代替案) ・施設の重要度は高い ・次年度予算で優先的に措置 (応急的措置の必要性) ・エプロンの敷鉄板保護及び孔食部の 水中硬化剤による被膜 (計画的措置の必要性) ・次年度予算で優先的に措置 (点検診断計画変更の必要性) －</td><td rowspan="8">■緊急的措置 ■応急的措置 ■計画的措置 □経過観察措置</td><td rowspan="8">本施設は近隣に代替施設のない 大水深の岸壁で重要度は高い。鋼 矢板に直径 1 c m 程度の開孔があ る。応急措置をした後、次年度予算 を確保し、優先的に措置を講じ、当 初レベルの性能を回復する必要がある。</td></tr><tr><td>コンクリートの劣化、損傷</td><td>若干のひび割れが見られる。</td><td>C</td></tr><tr><td>鋼矢板</td><td>I</td><td>鋼材の腐食、亀裂、損傷</td><td>○ブロックに腐食による直径 1 c m 程度の開孔がある。</td><td>A</td></tr><tr><td>鋼矢板 (電気防食)</td><td>Ⅱ</td><td>電気防食</td><td>○ブロックの防食管理電位が維持されてい ない (-780mV) 。</td><td>B</td></tr><tr><td>上部工</td><td>Ⅲ</td><td>コンクリートの劣化、損傷</td><td>局所的にひび割れが見られる。</td><td>C</td></tr><tr><td>係船柱</td><td>Ⅲ</td><td>本体の損傷、破損、塗装のはが れ等の状態</td><td>複数の係船柱に塗装の剥がれが見られる。</td><td>C</td></tr><tr><td>防衛設備</td><td>Ⅲ</td><td>本体の損傷、破損、取付け金 具の腐食等の状態</td><td>□番の防舷材に亀裂がある。</td><td>C</td></tr><tr><td>車止め</td><td>Ⅲ</td><td>本体の損傷、塗装、腐食</td><td>△番の車止めに損傷がある。</td><td>C</td></tr></table>	部材	維持管理 レベル	点検診断				①工学的知見・判断 に基づく評価	②現場的・行政的判断 に基づく評価	③施設の維持管理 に関する方針	総合評価の概要	点検診断の項目	点検診断結果の概要	点検診断の 項目ごとの 性能低下度	施設全体の 性能低下度	エプロン	Ⅲ	沈下、陥没	○ブロックのエプロンに 5 c m 程度の沈下がある。	B	A	(緊急的措置の必要性) ・立入禁止措置 (補修の必要性) ・不要	(将来計画の評価) － (維持工事等の計画) ・当初レベルまでの性能回復 ・次年度の補修を計画 (利用面、財政面、代替案) ・施設の重要度は高い ・次年度予算で優先的に措置 (応急的措置の必要性) ・エプロンの敷鉄板保護及び孔食部の 水中硬化剤による被膜 (計画的措置の必要性) ・次年度予算で優先的に措置 (点検診断計画変更の必要性) －	■緊急的措置 ■応急的措置 ■計画的措置 □経過観察措置	本施設は近隣に代替施設のない 大水深の岸壁で重要度は高い。鋼 矢板に直径 1 c m 程度の開孔があ る。応急措置をした後、次年度予算 を確保し、優先的に措置を講じ、当 初レベルの性能を回復する必要がある。	コンクリートの劣化、損傷	若干のひび割れが見られる。	C	鋼矢板	I	鋼材の腐食、亀裂、損傷	○ブロックに腐食による直径 1 c m 程度の開孔がある。	A	鋼矢板 (電気防食)	Ⅱ	電気防食	○ブロックの防食管理電位が維持されてい ない (-780mV) 。	B	上部工	Ⅲ	コンクリートの劣化、損傷	局所的にひび割れが見られる。	C	係船柱	Ⅲ	本体の損傷、破損、塗装のはが れ等の状態	複数の係船柱に塗装の剥がれが見られる。	C	防衛設備	Ⅲ	本体の損傷、破損、取付け金 具の腐食等の状態	□番の防舷材に亀裂がある。	C	車止め	Ⅲ	本体の損傷、塗装、腐食	△番の車止めに損傷がある。	C	表-3 総合評価結果の総括表（事例①） <table><tr><th rowspan="2">部材</th><th rowspan="2">維持管理 レベル</th><th colspan="4">点検診断</th><th rowspan="2">①工学的知見・判断 に基づく評価</th><th rowspan="2">②現場的・行政的判断 に基づく評価</th><th rowspan="2">③施設の維持管理 に関する方針</th><th rowspan="2">総合評価の概要</th></tr><tr><th>点検診断の項目</th><th>点検診断結果の概要</th><th>点検診断の 項目ごとの 性能低下度</th><th>施設全体の 性能低下度</th></tr><tr><td rowspan="2">エプロン</td><td rowspan="2">Ⅲ</td><td>沈下、陥没</td><td>○ブロックのエプロンに 5 c m 程度の沈下がある。</td><td>B</td><td rowspan="8">A</td><td rowspan="8">(緊急的措置の必要性) ・立入禁止措置 (補修の必要性) ・不要</td><td rowspan="8">(将来計画の評価) － (維持工事等の計画) ・当初レベルまでの性能回復 ・次年度の補修を計画 (利用面、財政面、代替案) ・施設の重要度は高い ・次年度予算で優先的に措置 (応急的措置の必要性) ・エプロンの敷鉄板保護及び孔食部の 水中硬化剤による被膜 (計画的措置の必要性) ・次年度予算で優先的に措置 (点検診断計画変更の必要性) －</td><td rowspan="8">■緊急的措置 ■応急的措置 ■計画的措置 □経過観察措置</td><td rowspan="8">本施設は近隣に代替施設のない 大水深の岸壁で重要度は高い。鋼 管杭に直径 8 c m 程度の開孔あ り。応急措置をした後、次年度予算 を確保し、優先的に措置を講じ、当 初レベルの性能を回復する必要がある。</td></tr><tr><td>コンクリートの劣化、損傷</td><td>若干のひび割れが見られる。</td><td>C</td></tr><tr><td>鋼管杭</td><td>I</td><td>鋼材の腐食、亀裂、損傷</td><td>○ブロックに腐食による直径 8 c m 程度の開孔がある。</td><td>A</td></tr><tr><td>鋼管杭 (電気防食)</td><td>Ⅱ</td><td>電気防食</td><td>○ブロックの防食管理電位が維持されてい ない (-780mV) 。</td><td>B</td></tr><tr><td>上部工</td><td>Ⅲ</td><td>コンクリートの劣化、損傷</td><td>局所的にひび割れが見られる。</td><td>C</td></tr><tr><td>係船柱</td><td>Ⅲ</td><td>本体の損傷、破損、塗装のはが れ等の状態</td><td>複数の係船柱に塗装の剥がれが見られる。</td><td>C</td></tr><tr><td>防衛設備</td><td>Ⅲ</td><td>本体の損傷、破損、取付け金 具の腐食等の状態</td><td>□番の防舷材に亀裂がある。</td><td>C</td></tr><tr><td>車止め</td><td>Ⅲ</td><td>本体の損傷、塗装、腐食</td><td>△番の車止めに損傷がある。</td><td>C</td></tr></table>	部材	維持管理 レベル	点検診断				①工学的知見・判断 に基づく評価	②現場的・行政的判断 に基づく評価	③施設の維持管理 に関する方針	総合評価の概要	点検診断の項目	点検診断結果の概要	点検診断の 項目ごとの 性能低下度	施設全体の 性能低下度	エプロン	Ⅲ	沈下、陥没	○ブロックのエプロンに 5 c m 程度の沈下がある。	B	A	(緊急的措置の必要性) ・立入禁止措置 (補修の必要性) ・不要	(将来計画の評価) － (維持工事等の計画) ・当初レベルまでの性能回復 ・次年度の補修を計画 (利用面、財政面、代替案) ・施設の重要度は高い ・次年度予算で優先的に措置 (応急的措置の必要性) ・エプロンの敷鉄板保護及び孔食部の 水中硬化剤による被膜 (計画的措置の必要性) ・次年度予算で優先的に措置 (点検診断計画変更の必要性) －	■緊急的措置 ■応急的措置 ■計画的措置 □経過観察措置	本施設は近隣に代替施設のない 大水深の岸壁で重要度は高い。鋼 管杭に直径 8 c m 程度の開孔あ り。応急措置をした後、次年度予算 を確保し、優先的に措置を講じ、当 初レベルの性能を回復する必要がある。	コンクリートの劣化、損傷	若干のひび割れが見られる。	C	鋼管杭	I	鋼材の腐食、亀裂、損傷	○ブロックに腐食による直径 8 c m 程度の開孔がある。	A	鋼管杭 (電気防食)	Ⅱ	電気防食	○ブロックの防食管理電位が維持されてい ない (-780mV) 。	B	上部工	Ⅲ	コンクリートの劣化、損傷	局所的にひび割れが見られる。	C	係船柱	Ⅲ	本体の損傷、破損、塗装のはが れ等の状態	複数の係船柱に塗装の剥がれが見られる。	C	防衛設備	Ⅲ	本体の損傷、破損、取付け金 具の腐食等の状態	□番の防舷材に亀裂がある。	C	車止め	Ⅲ	本体の損傷、塗装、腐食	△番の車止めに損傷がある。	C	R8.7.31
部材	維持管理 レベル			点検診断								①工学的知見・判断 に基づく評価	②現場的・行政的判断 に基づく評価	③施設の維持管理 に関する方針	総合評価の概要																																																																																																						
		点検診断の項目	点検診断結果の概要	点検診断の 項目ごとの 性能低下度	施設全体の 性能低下度																																																																																																																
エプロン	Ⅲ	沈下、陥没	○ブロックのエプロンに 5 c m 程度の沈下がある。	B	A	(緊急的措置の必要性) ・立入禁止措置 (補修の必要性) ・不要	(将来計画の評価) － (維持工事等の計画) ・当初レベルまでの性能回復 ・次年度の補修を計画 (利用面、財政面、代替案) ・施設の重要度は高い ・次年度予算で優先的に措置 (応急的措置の必要性) ・エプロンの敷鉄板保護及び孔食部の 水中硬化剤による被膜 (計画的措置の必要性) ・次年度予算で優先的に措置 (点検診断計画変更の必要性) －	■緊急的措置 ■応急的措置 ■計画的措置 □経過観察措置	本施設は近隣に代替施設のない 大水深の岸壁で重要度は高い。鋼 矢板に直径 1 c m 程度の開孔があ る。応急措置をした後、次年度予算 を確保し、優先的に措置を講じ、当 初レベルの性能を回復する必要がある。																																																																																																												
		コンクリートの劣化、損傷	若干のひび割れが見られる。	C																																																																																																																	
鋼矢板	I	鋼材の腐食、亀裂、損傷	○ブロックに腐食による直径 1 c m 程度の開孔がある。	A																																																																																																																	
鋼矢板 (電気防食)	Ⅱ	電気防食	○ブロックの防食管理電位が維持されてい ない (-780mV) 。	B																																																																																																																	
上部工	Ⅲ	コンクリートの劣化、損傷	局所的にひび割れが見られる。	C																																																																																																																	
係船柱	Ⅲ	本体の損傷、破損、塗装のはが れ等の状態	複数の係船柱に塗装の剥がれが見られる。	C																																																																																																																	
防衛設備	Ⅲ	本体の損傷、破損、取付け金 具の腐食等の状態	□番の防舷材に亀裂がある。	C																																																																																																																	
車止め	Ⅲ	本体の損傷、塗装、腐食	△番の車止めに損傷がある。	C																																																																																																																	
部材	維持管理 レベル	点検診断				①工学的知見・判断 に基づく評価	②現場的・行政的判断 に基づく評価	③施設の維持管理 に関する方針	総合評価の概要																																																																																																												
		点検診断の項目	点検診断結果の概要	点検診断の 項目ごとの 性能低下度	施設全体の 性能低下度																																																																																																																
エプロン	Ⅲ	沈下、陥没	○ブロックのエプロンに 5 c m 程度の沈下がある。	B	A	(緊急的措置の必要性) ・立入禁止措置 (補修の必要性) ・不要	(将来計画の評価) － (維持工事等の計画) ・当初レベルまでの性能回復 ・次年度の補修を計画 (利用面、財政面、代替案) ・施設の重要度は高い ・次年度予算で優先的に措置 (応急的措置の必要性) ・エプロンの敷鉄板保護及び孔食部の 水中硬化剤による被膜 (計画的措置の必要性) ・次年度予算で優先的に措置 (点検診断計画変更の必要性) －	■緊急的措置 ■応急的措置 ■計画的措置 □経過観察措置	本施設は近隣に代替施設のない 大水深の岸壁で重要度は高い。鋼 管杭に直径 8 c m 程度の開孔あ り。応急措置をした後、次年度予算 を確保し、優先的に措置を講じ、当 初レベルの性能を回復する必要がある。																																																																																																												
		コンクリートの劣化、損傷	若干のひび割れが見られる。	C																																																																																																																	
鋼管杭	I	鋼材の腐食、亀裂、損傷	○ブロックに腐食による直径 8 c m 程度の開孔がある。	A																																																																																																																	
鋼管杭 (電気防食)	Ⅱ	電気防食	○ブロックの防食管理電位が維持されてい ない (-780mV) 。	B																																																																																																																	
上部工	Ⅲ	コンクリートの劣化、損傷	局所的にひび割れが見られる。	C																																																																																																																	
係船柱	Ⅲ	本体の損傷、破損、塗装のはが れ等の状態	複数の係船柱に塗装の剥がれが見られる。	C																																																																																																																	
防衛設備	Ⅲ	本体の損傷、破損、取付け金 具の腐食等の状態	□番の防舷材に亀裂がある。	C																																																																																																																	
車止め	Ⅲ	本体の損傷、塗装、腐食	△番の車止めに損傷がある。	C																																																																																																																	
10	表-5 総合評価結果の総括表（事例③） <table><tr><th rowspan="2">部材</th><th rowspan="2">維持管理 レベル</th><th colspan="4">点検診断</th><th rowspan="2">①工学的知見・判断 に基づく評価</th><th rowspan="2">②現場的・行政的判断 に基づく評価</th><th rowspan="2">③施設の維持管理 に関する方針</th><th rowspan="2">総合評価の概要</th></tr><tr><th>点検診断の項目</th><th>点検診断結果の概要</th><th>点検診断の 項目ごとの 性能低下度</th><th>施設全体の 性能低下度</th></tr><tr><td rowspan="2">エプロン</td><td rowspan="2">Ⅲ</td><td>沈下、陥没</td><td>変状なし。</td><td>D</td><td rowspan="8">C</td><td rowspan="8">(緊急的措置の必要性) － (補修の必要性) －</td><td rowspan="8">(将来計画の評価) ・供用期間延長の計画有り (維持工事等の計画) － (利用面、財政面、代替案) － (応急的措置の必要性) － (計画的措置の必要性) － (点検診断計画変更の必要性) ・設計供用期間未までに詳細点検診 断を実施</td><td rowspan="8">□緊急的措置 □応急的措置 □計画的措置 ■経過観察措置</td><td rowspan="8">本施設は近隣に代替施設のない 大水深の岸壁で重要度は高い。施 設全体の性能低下度は C であり、 経過観察措置とする。ただし、供用 期間延長の計画があり、設計供用 期間延長までに詳細点検診断を実 施する必要がある。</td></tr><tr><td>コンクリートの劣化、損傷</td><td>若干のひび割れが見られる。</td><td>C</td></tr><tr><td rowspan="2">ケーソン</td><td rowspan="2">I</td><td>側壁の劣化、損傷</td><td>変状なし。</td><td>D</td></tr><tr><td>コンクリートの劣化、損傷</td><td>変状なし。</td><td>D</td></tr><tr><td>上部工</td><td>Ⅲ</td><td>コンクリートの劣化、損傷</td><td>局所的にひび割れが見られる。</td><td>C</td></tr><tr><td>係船柱</td><td>Ⅲ</td><td>本体の損傷、破損、塗装のはが れ等の状態</td><td>複数の係船柱に塗装のはがれが見られる。</td><td>C</td></tr><tr><td>防衛設備</td><td>Ⅲ</td><td>本体の損傷、破損、取付け金 具の腐食等の状態</td><td>□番の防舷材に亀裂がある。</td><td>C</td></tr><tr><td>車止め</td><td>Ⅲ</td><td>本体の損傷、塗装、腐食</td><td>△番の車止めに損傷がある。</td><td>C</td></tr></table>	部材	維持管理 レベル	点検診断				①工学的知見・判断 に基づく評価	②現場的・行政的判断 に基づく評価	③施設の維持管理 に関する方針	総合評価の概要	点検診断の項目	点検診断結果の概要	点検診断の 項目ごとの 性能低下度	施設全体の 性能低下度	エプロン	Ⅲ	沈下、陥没	変状なし。	D	C	(緊急的措置の必要性) － (補修の必要性) －	(将来計画の評価) ・供用期間延長の計画有り (維持工事等の計画) － (利用面、財政面、代替案) － (応急的措置の必要性) － (計画的措置の必要性) － (点検診断計画変更の必要性) ・設計供用期間未までに詳細点検診 断を実施	□緊急的措置 □応急的措置 □計画的措置 ■経過観察措置	本施設は近隣に代替施設のない 大水深の岸壁で重要度は高い。施 設全体の性能低下度は C であり、 経過観察措置とする。ただし、供用 期間延長の計画があり、設計供用 期間延長までに詳細点検診断を実 施する必要がある。	コンクリートの劣化、損傷	若干のひび割れが見られる。	C	ケーソン	I	側壁の劣化、損傷	変状なし。	D	コンクリートの劣化、損傷	変状なし。	D	上部工	Ⅲ	コンクリートの劣化、損傷	局所的にひび割れが見られる。	C	係船柱	Ⅲ	本体の損傷、破損、塗装のはが れ等の状態	複数の係船柱に塗装のはがれが見られる。	C	防衛設備	Ⅲ	本体の損傷、破損、取付け金 具の腐食等の状態	□番の防舷材に亀裂がある。	C	車止め	Ⅲ	本体の損傷、塗装、腐食	△番の車止めに損傷がある。	C	表-5 総合評価結果の総括表（事例③） <table><tr><th rowspan="2">部材</th><th rowspan="2">維持管理 レベル</th><th colspan="4">点検診断</th><th rowspan="2">①工学的知見・判断 に基づく評価</th><th rowspan="2">②現場的・行政的判断 に基づく評価</th><th rowspan="2">③施設の維持管理 に関する方針</th><th rowspan="2">総合評価の概要</th></tr><tr><th>点検診断の項目</th><th>点検診断結果の概要</th><th>点検診断の 項目ごとの 性能低下度</th><th>施設全体の 性能低下度</th></tr><tr><td rowspan="2">エプロン</td><td rowspan="2">Ⅲ</td><td>沈下、陥没</td><td>変状なし。</td><td>D</td><td rowspan="8">C</td><td rowspan="8">(緊急的措置の必要性) － (補修の必要性) －</td><td rowspan="8">(将来計画の評価) ・供用期間延長の計画有り (維持工事等の計画) － (利用面、財政面、代替案) － (応急的措置の必要性) － (計画的措置の必要性) － (点検診断計画変更の必要性) ・設計供用期間未までに詳細点検診 断を実施</td><td rowspan="8">□緊急的措置 □応急的措置 □計画的措置 ■経過観察措置</td><td rowspan="8">本施設は近隣に代替施設のない 大水深の岸壁で重要度は高い。施 設全体の性能低下度は C であり、 経過観察措置とする。ただし、供用 期間延長の計画があり、設計供用 期間延長までに詳細点検診断を実 施する必要がある。</td></tr><tr><td>コンクリートの劣化、損傷</td><td>若干のひび割れが見られる。</td><td>C</td></tr><tr><td>鋼管杭</td><td>I</td><td>鋼材の腐食、亀裂、損傷</td><td>腐食等はない。</td><td>D</td></tr><tr><td>鋼管杭 (電気防食)</td><td>Ⅱ</td><td>電気防食</td><td>防食管理電位が維持されている (-950m V) 。</td><td>D</td></tr><tr><td>上部工</td><td>Ⅲ</td><td>コンクリートの劣化、損傷</td><td>局所的にひび割れが見られる。</td><td>C</td></tr><tr><td>係船柱</td><td>Ⅲ</td><td>本体の損傷、破損、塗装のはが れ等の状態</td><td>複数の係船柱に塗装のはがれが見られる。</td><td>C</td></tr><tr><td>防衛設備</td><td>Ⅲ</td><td>本体の損傷、破損、取付け金 具の腐食等の状態</td><td>□番の防舷材に亀裂がある。</td><td>C</td></tr><tr><td>車止め</td><td>Ⅲ</td><td>本体の損傷、塗装、腐食</td><td>△番の車止めに損傷がある。</td><td>C</td></tr></table>	部材	維持管理 レベル	点検診断				①工学的知見・判断 に基づく評価	②現場的・行政的判断 に基づく評価	③施設の維持管理 に関する方針	総合評価の概要	点検診断の項目	点検診断結果の概要	点検診断の 項目ごとの 性能低下度	施設全体の 性能低下度	エプロン	Ⅲ	沈下、陥没	変状なし。	D	C	(緊急的措置の必要性) － (補修の必要性) －	(将来計画の評価) ・供用期間延長の計画有り (維持工事等の計画) － (利用面、財政面、代替案) － (応急的措置の必要性) － (計画的措置の必要性) － (点検診断計画変更の必要性) ・設計供用期間未までに詳細点検診 断を実施	□緊急的措置 □応急的措置 □計画的措置 ■経過観察措置	本施設は近隣に代替施設のない 大水深の岸壁で重要度は高い。施 設全体の性能低下度は C であり、 経過観察措置とする。ただし、供用 期間延長の計画があり、設計供用 期間延長までに詳細点検診断を実 施する必要がある。	コンクリートの劣化、損傷	若干のひび割れが見られる。	C	鋼管杭	I	鋼材の腐食、亀裂、損傷	腐食等はない。	D	鋼管杭 (電気防食)	Ⅱ	電気防食	防食管理電位が維持されている (-950m V) 。	D	上部工	Ⅲ	コンクリートの劣化、損傷	局所的にひび割れが見られる。	C	係船柱	Ⅲ	本体の損傷、破損、塗装のはが れ等の状態	複数の係船柱に塗装のはがれが見られる。	C	防衛設備	Ⅲ	本体の損傷、破損、取付け金 具の腐食等の状態	□番の防舷材に亀裂がある。	C	車止め	Ⅲ	本体の損傷、塗装、腐食	△番の車止めに損傷がある。	C	R8.6.25		
部材	維持管理 レベル			点検診断								①工学的知見・判断 に基づく評価	②現場的・行政的判断 に基づく評価	③施設の維持管理 に関する方針	総合評価の概要																																																																																																						
		点検診断の項目	点検診断結果の概要	点検診断の 項目ごとの 性能低下度	施設全体の 性能低下度																																																																																																																
エプロン	Ⅲ	沈下、陥没	変状なし。	D	C	(緊急的措置の必要性) － (補修の必要性) －	(将来計画の評価) ・供用期間延長の計画有り (維持工事等の計画) － (利用面、財政面、代替案) － (応急的措置の必要性) － (計画的措置の必要性) － (点検診断計画変更の必要性) ・設計供用期間未までに詳細点検診 断を実施	□緊急的措置 □応急的措置 □計画的措置 ■経過観察措置	本施設は近隣に代替施設のない 大水深の岸壁で重要度は高い。施 設全体の性能低下度は C であり、 経過観察措置とする。ただし、供用 期間延長の計画があり、設計供用 期間延長までに詳細点検診断を実 施する必要がある。																																																																																																												
		コンクリートの劣化、損傷	若干のひび割れが見られる。	C																																																																																																																	
ケーソン	I	側壁の劣化、損傷	変状なし。	D																																																																																																																	
		コンクリートの劣化、損傷	変状なし。	D																																																																																																																	
上部工	Ⅲ	コンクリートの劣化、損傷	局所的にひび割れが見られる。	C																																																																																																																	
係船柱	Ⅲ	本体の損傷、破損、塗装のはが れ等の状態	複数の係船柱に塗装のはがれが見られる。	C																																																																																																																	
防衛設備	Ⅲ	本体の損傷、破損、取付け金 具の腐食等の状態	□番の防舷材に亀裂がある。	C																																																																																																																	
車止め	Ⅲ	本体の損傷、塗装、腐食	△番の車止めに損傷がある。	C																																																																																																																	
部材	維持管理 レベル	点検診断				①工学的知見・判断 に基づく評価	②現場的・行政的判断 に基づく評価	③施設の維持管理 に関する方針	総合評価の概要																																																																																																												
		点検診断の項目	点検診断結果の概要	点検診断の 項目ごとの 性能低下度	施設全体の 性能低下度																																																																																																																
エプロン	Ⅲ	沈下、陥没	変状なし。	D	C	(緊急的措置の必要性) － (補修の必要性) －	(将来計画の評価) ・供用期間延長の計画有り (維持工事等の計画) － (利用面、財政面、代替案) － (応急的措置の必要性) － (計画的措置の必要性) － (点検診断計画変更の必要性) ・設計供用期間未までに詳細点検診 断を実施	□緊急的措置 □応急的措置 □計画的措置 ■経過観察措置	本施設は近隣に代替施設のない 大水深の岸壁で重要度は高い。施 設全体の性能低下度は C であり、 経過観察措置とする。ただし、供用 期間延長の計画があり、設計供用 期間延長までに詳細点検診断を実 施する必要がある。																																																																																																												
		コンクリートの劣化、損傷	若干のひび割れが見られる。	C																																																																																																																	
鋼管杭	I	鋼材の腐食、亀裂、損傷	腐食等はない。	D																																																																																																																	
鋼管杭 (電気防食)	Ⅱ	電気防食	防食管理電位が維持されている (-950m V) 。	D																																																																																																																	
上部工	Ⅲ	コンクリートの劣化、損傷	局所的にひび割れが見られる。	C																																																																																																																	
係船柱	Ⅲ	本体の損傷、破損、塗装のはが れ等の状態	複数の係船柱に塗装のはがれが見られる。	C																																																																																																																	
防衛設備	Ⅲ	本体の損傷、破損、取付け金 具の腐食等の状態	□番の防舷材に亀裂がある。	C																																																																																																																	
車止め	Ⅲ	本体の損傷、塗装、腐食	△番の車止めに損傷がある。	C																																																																																																																	